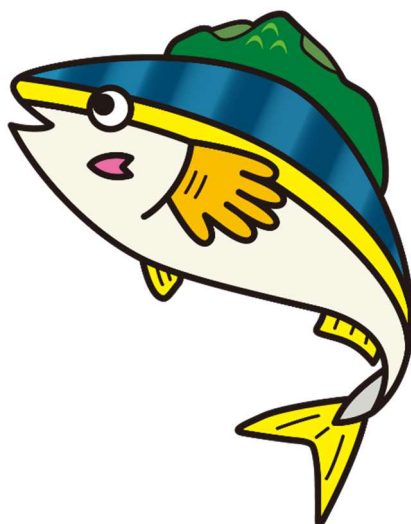


令和7年度
臨時社員総会及び第4回理事会議案



マスコットキャラクター「てぶぶりくん」

日時：令和8年3月25日(水)
場所：東かがわ市役所大会議室

令和 7 年度一般社団法人東かがわ市観光協会
臨時社員総会及び第 4 回理事会配席図

令和8年3月25日13:00～

市役所3階大会議室

副会長

内海	公翔
----	----

会長

久保 輝起



理事



元網 一広



東かがわ市長
上村一郎

理事

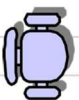


永峰 克彦

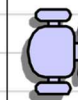


東かがわ市商工会
会長 林 周二

専務理事

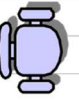


增井 裕二



日本手袋工業組合
代表理事 棚次 啓二

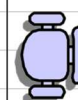
監事



村井 一樹



竹田 誠一



地域創生課
白井浩之



寺西 康博



地域創生課
土井 直樹



植田 真理子

高島 晃

尾崎 弘

事務局

入口

臨時社員総会及び第4回理事会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議長選出

4 議 事

議事録署名人の指名について

第1号議案 一般社団法人東かがわ市観光協会定款の一部を改正する

定款について _____ 1

定款の改正概要 _____ 7

第2号議案 役員の選任について _____ 9

第3号議案 常勤役員の報酬について _____ 11

第4号議案 一般社団法人東かがわ地域経営機構役員の報酬等及び費

用に関する規則について _____ 13

第5号議案 一般社団法人東かがわ地域経営機構基金取扱規則について _____ 15

第6号議案 一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則等の一

部を改正する規則について _____ 17

規則の改正概要 _____ 27

第7号議案 一般社団法人東かがわ地域経営機構事業計画（案）及び

収支予算（案）について _____ 29

一般社団法人東かがわ地域経営機構事業計画（案） _____ 29

一般社団法人東かがわ地域経営機構収支予算（案） _____ 32

参考資料 一般社団法人東かがわ地域経営機構定款

5 閉 会

第1号議案

一般社団法人東かがわ市観光協会定款の一部を改正する定款について

一般社団法人東かがわ市観光協会定款の一部を改正する定款を次のように制定する。

一般社団法人東かがわ市観光協会定款（令和4年3月30日認証）の一部を改正する定款
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構定款</u> (名称) 第1条 この法人は、<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u>と称する。 (目的) 第3条 <u>この法人は、東かがわ市の多様な地域資源を総合的に活用し、官民連携による地域経営の推進主体として、地域外からの人流及び資金の獲得を促進するとともに、地域経済の自律的な好循環を創出し、もって持続可能で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u> (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>観光地経営、観光プロモーション及び誘客促進に関する事業</u> (2) <u>地域の農林水産物、地場産業及び観光資源等を活用した商品及びサービスの企画、開発、マーケティング、ブランディング、販路拡大並びに販売等に関する事業</u> (3) <u>企業版ふるさと納税その他地域外資金の獲得及び活用に関する事業</u> (4) <u>官民連携による地域課題解決事業の企画、調整、実施及び評価に関する事業</u> (5) <u>地域おこし協力隊その他地域人材の受入、育成及び定着支援並びに移住・定住の促進及び関係人口の創出並びに研修、講座、交流及び人材育成プログラムの企画及び運営に関する事業</u> (6) <u>地域住民、事業者及び行政等との連携体制の構築並びに地域活性化に資するイベント及び交流事業の企画及び運営に関する事業</u> (7) <u>地域経済分析、地域戦略の策定、マーケティング支援及びプロジェクトマネジメントに関する事業</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会定款</u> (名称) 第1条 この法人は、<u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u>と称する。 (目的) 第3条 <u>この法人は、東かがわ市の観光資源を活用し、地域の特性を活かして観光客を誘致することにより、市民が誇りと愛着を持ち活力に満ちた地域社会を実現するとともに、文化の向上を図るほか、産業、経済の振興に寄与することを目的とする。</u> (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る事業</u> (2) <u>観光資源の環境及び良好な景観の保全を図る事業</u> (3) <u>観光資源に関する情報の収集及び提供を推進する事業</u> (4) <u>東かがわ市における観光客の利便の増進及び観光客に対する接遇の向上を図る事業</u>

改正後	改正前
<u>(8) 地域資源を活用した環境価値及びその他無形資産の創出、活用及び流通に関する事業</u> <u>(9) (略)</u> (権限) 第14条 社員総会は、次の事項を決議する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 役員の報酬等の総額並びにその支給の基準</u> <u>(5)～(9) (略)</u> 2 (略) (種類及び定数) 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1)・(2) (略) 2 理事のうち、<u>2名以内を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。</u> (選任等) 第24条 (略) 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。 3 前項で選定された代表理事<u>のうち1名は会長に、1名は理事長</u>に就任する。 4～7 (略) (理事の職務・権限) 第25条 (略) 2 <u>会長及び理事長は、各自</u>この法人を代表し、その業務を執行する。 <u>3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u> 4 (略) (役員の報酬等) 第29条 役員は無報酬とする。ただし、<u>常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償</u>	<u>(5) (略)</u> <u>2 この法人は、必要に応じて次の収益事業を行う。</u> <u>(1) 東かがわ市の手袋等の地域ブランドの販売、宣伝、企画及び販路開拓等に関する事業</u> <u>(2) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業</u> <u>(3) その他前号に定める事業に関連する事業</u> (権限) 第14条 社員総会は、次の事項を決議する。 (1)～(3) (略) <u>(4)～(8) (略)</u> 2 (略) (種類及び定数) 第23条 この法人に、次の役員を置く。 (1)・(2) (略) 2 理事のうち、<u>1名を会長とし、副会長及び専務理事をそれぞれ置くことができる。</u> (選任等) 第24条 (略) 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。 3 前項で選定された代表理事<u>は、会長</u>に就任する。 4～7 (略) (理事の職務・権限) 第25条 (略) 2 <u>会長は、</u>この法人を代表し、その業務を執行する。 <u>3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。</u> 4 (略) (役員の報酬等) 第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、<u>その職務執行の対価として社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。</u> 2 <u>役員には、その職務を行うために要する費用の</u>

改正後	改正前
<u>することができる。</u> 3 (略) <u>第5章 基金</u> <u>(基金の拠出)</u> <u>第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般</u> <u>法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の</u> <u>募集をすることができるものとする。</u> <u>(基金の取扱い)</u> <u>第44条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基</u> <u>金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、</u> <u>理事会において別に定める。</u> <u>(基金の拠出者の権利)</u> <u>第45条 この法人は、第57条による解散のときまで</u> <u>基金をその拠出者に返還しないものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に</u> <u>定める基金の返還の手続により、基金をその拠出</u> <u>者に返還することができるものとする。</u> <u>(基金の返還の手続)</u> <u>第46条 基金の返還は、定時社員総会決議に基づ</u> <u>き、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で</u> <u>行うものとする。</u> <u>(代替基金の積立)</u> <u>第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に</u> <u>相当する金額を代替基金として積み立てるもの</u> <u>とし、その代替基金については取り崩しを行わな</u> <u>いものとする。</u> <u>第6章 財産及び会計</u> <u>(財産の種別)</u> <u>第48条 (略)</u> <u>(基本財産の維持及び処分)</u> <u>第49条 (略)</u> <u>(事業計画及び収支予算)</u> <u>第50条 (略)</u> <u>(事業報告及び決算)</u> <u>第51条 この法人の事業報告及び決算については、</u> <u>毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監</u> <u>事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけ</u> <u>ればならない。</u> <u>(1)～(6) (略)</u> 2 (略) 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所	<u>支払いをすることができる。</u> 3 (略) <u>4 前3項に関し必要な事項は、社員総会の決議に</u> <u>より別に定める。</u> <u>第5章 財産及び会計</u> <u>(財産の種別)</u> <u>第43条 (略)</u> <u>(基本財産の維持及び処分)</u> <u>第44条 (略)</u> <u>(事業計画及び収支予算)</u> <u>第45条 (略)</u> <u>(事業報告及び決算)</u> <u>第46条 この法人の事業報告及び決算については、</u> <u>毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監</u> <u>事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけ</u> <u>ればならない。</u> <u>(1)～(6) (略)</u> 2 (略) 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所

改正後	改正前
に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類</u> <u>(4) (略)</u> (剰余金の分配の禁止) <u>第52条</u> (略) (会計原則等) <u>第53条</u> (略) (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け) <u>第54条</u> この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。 <u>2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うおうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。</u> <u>第7章</u> 定款の変更、合併及び解散 (定款の変更) <u>第55条</u> (略) (合併) <u>第56条</u> (略) (解散) <u>第57条</u> (略) (残余財産の処分) <u>第58条</u> (略) (設置) <u>第59条</u> (略) (備付け帳簿及び書類) <u>第60条</u> 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (1)～(6) (略)	に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> (剰余金の分配の禁止) <u>第47条</u> (略) (会計原則等) <u>第48条</u> (略) <u>第6章</u> 定款の変更、合併及び解散 (定款の変更) <u>第49条</u> (略) (合併) <u>第50条</u> (略) (解散) <u>第51条</u> (略) (残余財産の処分) <u>第52条</u> (略) <u>第7章 観光関係団体等連携会議</u> (観光関係団体等連携会議) <u>第53条</u> この法人は、事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会はその決議により、観光関係団体等連携会議会（以下「連携会議」という。）を設置することができる。 <u>2 連携会議の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</u> (設置) <u>第54条</u> (略) (備付け帳簿及び書類) <u>第55条</u> 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (1)～(6) (略)

改正後	改正前
<u>(7)</u> 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類 <u>(8)～(11)</u> (略) 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる<u>ほか、第63条第2項の定めによる</u>ものとする。 <u>第9章 情報公開及び個人情報の保護</u> (公告) <u>第61条</u> (略) (情報公開) <u>第62条</u> (略) (個人情報の保護) <u>第63条</u> (略) <u>第10章 補則</u> (委任) <u>第64条</u> (略)	<u>(7)～(10)</u> (略) 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。 (公告) <u>第56条</u> (略) (情報公開) <u>第57条</u> (略) (個人情報の保護) <u>第58条</u> (略) <u>第9章 補則</u> (委任) <u>第59条</u> (略)

附 則

(定款の施行日)

この定款は、社員総会の議決の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

一般社団法人東かがわ市観光協会定款の一部を改正する定款について（概要）

1 定款改正の目的

一般社団法人東かがわ市観光協会を機能強化及び拡張する形で一般社団法人東かがわ地域経営機構へ再構築し、東かがわ市の多様な地域資源を総合的に活用し、官民連携による地域経営の推進主体として、地域外からの人流及び資金の獲得を促進するとともに、地域経済の自律的な好循環を創出し、持続可能で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的として活動するため、定款を改正する。

2 主な改正概要

第1条関係

名称を「一般社団法人東かがわ市観光協会」から「一般社団法人東かがわ地域経営機構」に改正する。

第2条関係

目的を「法人は、東かがわ市の多様な地域資源を総合的に活用し、官民連携による地域経営の推進主体として、地域外からの人流及び資金の獲得を促進するとともに、地域経済の自律的な好循環を創出し、もって持続可能で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」に改正する。

第3条 事業を次の9項目に改正し、重複する収益事業の項を削除する。

- (1) 観光地経営、観光プロモーション及び誘客促進に関する事業
- (2) 地域の農林水産物、地場産業及び観光資源等を活用した商品及びサービスの企画、開発、マーケティング、ブランディング、販路拡大並びに販売等に関する事業
- (3) 企業版ふるさと納税その他地域外資金の獲得及び活用に関する事業
- (4) 官民連携による地域課題解決事業の企画、調整、実施及び評価に関する事業
- (5) 地域おこし協力隊その他地域人材の受入、育成及び定着支援並びに移住・定住の促進及び関係人口の創出並びに研修、講座、交流及び人材育成プログラムの企画及び運営に関する事業
- (6) 地域住民、事業者及び行政等との連携体制の構築並びに地域活性化に資するイベント及び交流事業の企画及び運営に関する事業
- (7) 地域経済分析、地域戦略の策定、マーケティング支援及びプロジェクトマネジメントに関する事業
- (8) 地域資源を活用した環境価値及びその他無形資産の創出、活用及び流通に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第14条関係

総会の決議事項に「役員の報酬等の総額並びにその支給の基準」を追加する。

第23条関係

理事の定数を代表理事1名から、2名以内を代表理事とし、1名は会長に、1名は理事長に就任することへ改正する。

第29条関係

役員の報酬について、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができるように改正する。

第43条関係

基金について、基金の拠出、基金の取扱い、基金の拠出者の権利、基金の返還の手続き及び代替え基金の積み立てについて新たに定める。

第54条関係

長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けについて新たに定める。

第53条関係

新たな法人と業務が重複するため、観光関係団体等連携会議の項目を削除する。

3 定款の施行期日

社員総会の議決の日（令和8年3月25日）から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第2号議案

役員の選任について

欠員であった理事の選任及び令和8年3月31日をもって辞任の申し出のあった理事の後任者の選任について、一般社団法人東かがわ市観光協会定款第24条の規定に基づき、次のとおり選任することについて承認を求める。

記

1 欠員の役員選任（案）

区分	氏 名	所属役職	備 考
理 事	寺西 康博	東かがわ市総務部戦略情報課主幹	

任期 令和8年4月2日から令和8年度定時社員総会の終結の時

2 辞職の申し出のあった役員の後任者選任

区分	氏 名	所属役職	備 考
理 事	竹田 誠一	東かがわ市総務部地域創生課副主幹	

任期 前任者の任期満了する時まで（令和8年度定時社員総会の終結の時）

（参考資料）

退任役員

区分	氏 名	所属役職	備 考
理 事	増井 裕二	東かがわ市総務部地域創生課長	

3 代表理事の選定（案）

区分	氏 名	所属役職	備 考
理 事	寺西 康博	東かがわ市総務部戦略情報課主幹	

任期 令和8年4月2日から令和8年度定時社員総会の終結の時

4 業務執行理事の選定（案）

区分	氏 名	所属役職	備 考
理 事	竹田 誠一	東かがわ市総務部地域創生課副主幹	

任期 令和8年4月1日から令和8年度定時社員総会の終結の時

(参考資料)

一般社団法人東かがわ地域経営機構役員

任期：令和８年４月１日～令和８年度定時社員総会の終結の時

区分	氏 名	所属役職	備 考
代表理事	久保 輝起	東かがわ市副市長	会長
代表理事	寺西 康博	一般社団法人東かがわ地域 経営機構	理事長 令和8年4月2日から
業務執行理事	内海 公翔	東かがわ市商工会青年部長	副会長
業務執行理事	竹田 誠一	東かがわ市地域創生課長	専務理事
理 事	永峰 克彦	東かがわ市商工会事務局長	
理 事	元網 一広	東かがわ市総務部長	
監 事	村井 一樹	日本手袋工業組合事務局長	

第3号議案

常勤役員の報酬について

一般社団法人東かがわ地域経営機構定款第29条の規定に基づき、常勤役員の報酬総額を次のように定める。

記

常勤役員の報酬総額は、年額8百万円以内とし、理事会の決議により報酬額を決定する。

第4号議案

一般社団法人東かがわ地域経営機構役員の報酬等及び費用に関する規則について

一般社団法人東かがわ地域経営機構役員の報酬等及び費用に関する規則（令和8年規則第15号）を次のように制定する。

規則第15号

一般社団法人東かがわ地域経営機構役員の報酬等及び費用に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人東かがわ地域経営機構（以下「法人」という。）定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう。
- （2） 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- （3） 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （4） 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- （5） 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対して、月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員のうち使用人と兼ねて職務を執行する役員には、第1項の規定にかかわらず報酬は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 常勤役員の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲において、別表第1（常勤役員報酬表）に規定する額並びに管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の合計額とする。

- 2 前項の管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額は、東かがわ市の一般職の職員の給与に関する条例（平成15年東かがわ市条例第30号。以下「市職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。
- 3 常勤役員の退職手当に関しては、別に定める。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、市職員給与条例を準用する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつてはその遺族。以下この項において同じ。）に支払う。
- 3 常勤役員からの申出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支払うことができる。
- 4 報酬等は、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき控除すべき金額がある場合には、

その金額を控除して金額を支給する。

(報酬等の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(費用)

第7条 常勤役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち、旅費については、この法人の職員の例により算定し、支払うものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

常勤役員報酬表

号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額
	円		円		円		円
1	332,600	17	358,800	33	382,500	49	395,200
2	334,400	18	360,500	34	383,400	50	395,800
3	336,200	19	362,100	35	384,400	51	396,400
4	337,900	20	363,700	36	385,400	52	397,100
5	339,600	21	364,800	37	386,200	53	397,500
6	341,300	22	366,300	38	387,100	54	398,100
7	343,000	23	367,800	39	388,000	55	398,700
8	344,600	24	369,300	40	388,800	56	399,200
9	346,200	25	371,000	41	389,600	57	399,600
10	347,900	26	372,800	42	390,400	58	400,200
11	349,600	27	374,400	43	391,200	59	400,800
12	351,200	28	376,100	44	391,900	60	401,300
13	352,700	29	377,500	45	392,600	61	401,700
14	354,300	30	378,800	46	393,300	62	402,200
15	355,900	31	380,000	47	394,000	63	402,700
16	357,40	32	381,400	48	394,700	64	403,300

第5号議案

一般社団法人東かがわ地域経営機構基金取扱規則について

一般社団法人東かがわ地域経営機構基金取扱規則（令和8年規則第16号）を次のように制定する。

規則第16号

一般社団法人東かがわ地域経営機構基金取扱規則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人東かがわ地域経営機構（以下「法人」という。）定款第44条の規定に基づき、基金の募集、基金の管理及び基金の返還に関する手続について定めることを目的とする。

（基金の種類）

第2条 この法人への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

（基金の募集）

第3条 基金の募集に際しては、理事会において、次の事項を定める。

- （1）募集に係る基金の総額
- （2）基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間

（基金の申込み）

第4条 この法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）に対し、次に掲げる事項を通知する。

- （1）法人の名称
- （2）募集事項
- （3）金銭の払込取扱場所
- （4）基金の拠出者の権利に関する規定
- （5）基金の返還の手続
- （6）定款に定められた事項のうち、基金の引受けの申込みをしようとする者がその通知を請求した事項

2 申込者は、次に掲げる事項を記載した書面をこの法人に交付しなければならない。

- （1）申込者の氏名又は名称及び住所
- （2）引受けようとする基金の額

（基金の割当て）

第5条 この法人は、理事会において、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を定める。

2 この法人は、第3条第2号に規定する引受けの申込期間の初日の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知する。

（拠出の履行）

第6条 前条の基金の割当てを受けた者は、第3条第2号の期日又は期間内に、この法人の指定する口座に、割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない。

（基金管理簿）

第7条 この法人は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

- （1）基金の拠出者の氏名又は名称及び住所
- （2）各拠出者が拠出した基金の額
- （3）各拠出者が拠出した基金のうちその一部について返還がされたときは、返還後の額

2 基金の拠出者は、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所について変更が生じたときは、直ちに、変更後の事項をこの法人に通知しなければならない。

(債権の譲渡及び質入等)

第8条 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡、質入及び信託することはできない。

(基金の返還)

第9条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の利息)

第10条 この法人は、基金の返還に係る債権に利息を付さないものとする。

(返還の免責)

第11条 この法人が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所宛にその旨を通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する銀行の口座に振込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務についてその責任が免除されるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第6号議案

一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則等の一部を改正する規則について

一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則等の一部を改正する規則

(一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則の一部改正)

第1条 一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則（令和4年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u>会員に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u>（以下「法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。 様式第1号（第3条関係） <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u>会員入会申込書 私（弊社）は、貴協会の会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。 記 1 入会希望時期 年度（ 年 月） 2 特記事項 3 添付書類 年 月 日 〒 住 所 氏 名 (法人名・代表者名) <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> 会 長 様 <table> <tr><td>住 所(所在地)</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名 (法人名・代表者名)</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>F A X番号</td><td></td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr> </table>	住 所(所在地)		氏 名 (法人名・代表者名)		生 年 月 日		電 話 番 号		F A X番号		メールアドレス		<u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u>会員に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u>（以下「法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。 様式第1号（第3条関係） <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u>会員入会申込書 私（弊社）は、貴協会の会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。 記 1 入会希望時期 年度（ 年 月） 2 特記事項 3 添付書類 年 月 日 〒 住 所 氏 名 (法人名・代表者名) <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> 会 長 様 <table> <tr><td>住 所(所在地)</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名 (法人名・代表者名)</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>F A X番号</td><td></td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr> </table>	住 所(所在地)		氏 名 (法人名・代表者名)		生 年 月 日		電 話 番 号		F A X番号		メールアドレス	
住 所(所在地)																									
氏 名 (法人名・代表者名)																									
生 年 月 日																									
電 話 番 号																									
F A X番号																									
メールアドレス																									
住 所(所在地)																									
氏 名 (法人名・代表者名)																									
生 年 月 日																									
電 話 番 号																									
F A X番号																									
メールアドレス																									
様式第2号（第3条関係）（事業） <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u>会員退会届 私（弊社）は、貴協会を退会するのでお届けします。 退会予定期日 年 月 日 年 月 日 氏名（法人名・代表者名） <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> 会長 様	様式第2号（第3条関係） <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u>会員退会届 私（弊社）は、貴協会を退会するのでお届けします。 退会予定期日 年 月 日 年 月 日 氏名（法人名・代表者名） <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> 会長 様																								

様式第3号（第7条関係）

一般社団法人東かがわ地域経営機構 会員入会決定通知書

貴殿（貴社）は、本協会の会員として、入会が認められたので通知いたします。

年 月 日

一般社団法人東かがわ地域経営機構
会長

氏名（法人名・代表者名） 様

様式第3号（第7条関係）

一般社団法人東かがわ市観光協会 会員入会決定通知書

貴殿（貴社）は、本協会の会員として、入会が認められたので通知いたします。

年 月 日

一般社団法人東かがわ市観光協会
会長

氏名（法人名・代表者名） 様

（一般社団法人東かがわ市観光協会理事会運営規則の一部改正）

第2条 一般社団法人東かがわ市観光協会理事会運営規則（令和4年規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構理事会運営規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会理事会運営規則</u>
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）定款第42条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）定款第42条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般社団法人東かがわ市観光協会理事の職務権限規則の一部改正）

第3条 一般社団法人東かがわ市観光協会理事の職務権限規則（令和4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構理事の職務権限規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会理事の職務権限規則</u>
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）定款第25条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）定款第25条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（一般社団法人東かがわ市観光協会監事監査規則の一部改正）

第4条 一般社団法人東かがわ市観光協会監事監査規則（令和4年規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構監事監査規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会監事監査規則</u>
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）定款第26条に基づき、監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもの	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）定款第26条に基づき、監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもの

もののほかはこの規則による。	のほかはこの規則による。
----------------	--------------

(一般社団法人東かがわ市観光協会就業規則の一部改正)

第5条 一般社団法人東かがわ市観光協会就業規則（令和4年規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構就業規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会就業規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）定款第54条第4項に基づき、職員の労働条件、服務規律、その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）定款第54条第4項に基づき、職員の労働条件、服務規律、その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。
2 (略)	2 (略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 この規則で「職員」とは、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構処務規則</u> （令和4年規則第8号）第3条に定める者をいう。	第2条 この規則で「職員」とは、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会処務規則</u> （令和4年規則第8号）第3条に定める者をいう。
2・3 (略)	2・3 (略)
第1号様式（第4条関係）	第1号様式（第4条関係）
誓 約 書 私は、職務の公共性を認識し、民主的かつ能率的に業務を処理する責任を自覚するとともに、諸規定を遵守し、誠実公正な職務を遂行します。なお、重大な過誤のありました際は、その責に任じ法規に従い、ご処置くださることも異存はありません。 ここに署名のうえ誓約いたします。 年 月 日 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> 会 長 殿 住 所 氏 名	誓 約 書 私は、職務の公共性を認識し、民主的かつ能率的に業務を処理する責任を自覚するとともに、諸規定を遵守し、誠実公正な職務を遂行します。なお、重大な過誤のありました際は、その責に任じ法規に従い、ご処置くださることも異存はありません。 ここに署名のうえ誓約いたします。 年 月 日 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> 会 長 殿 住 所 氏 名

(一般社団法人東かがわ市観光協会事務局職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正)

第6条 一般社団法人東かがわ市観光協会職員の給与及び旅費に関する規則（令和4年規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構職員の給与及び旅費に関する規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会職員の給与及び旅費に関する規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）就業規則（令和4年規則第5号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、この法人の職員の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）就業規則（令和4年規則第5号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、この法人の職員の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般社団法人東かがわ市観光協会職員の退職手当規則の一部改正)

第7条 一般社団法人東かがわ市観光協会職員の退職手当規則（令和4年規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構職員の退職手当規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会職員の退職手当規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）就業規則（令和4年規則第5号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、この法人の職員の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）就業規則（令和4年規則第5号。以下「就業規則」という。）第36条の規定に基づき、この法人の職員の退職手当等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般社団法人東かがわ市観光協会庶務規則の一部改正）

第8条 一般社団法人東かがわ市観光協会庶務規則（令和4年規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構処務規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会処務規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）定款第59条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）定款第54条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。
(事務局の所掌事務)	(事務局の所掌事務)
第5条 事務局は、次の事項を掌る。	第5条 事務局は、次の事項を掌る。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 官民連携に関する業務</u>	
<u>(5) 地域商社に関する業務</u>	
<u>(6) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
(定義及び種類)	(定義及び種類)
第10条 印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は、次のとおりとする。	第10条 印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は、次のとおりとする。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
<u>(3) 理事長角印（行政機関等関係者への発送文書）</u>	

(印影)	(印影)															
第11条 印章は、次のとおりとする。	第11条 印章は、次のとおりとする。															
<table><tr><td>会長実印</td><td>会長角印</td><td>理事長角印</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>径 18mm</td><td>方 21mm</td><td>方 21mm</td></tr></table>	会長実印	会長角印	理事長角印				径 18mm	方 21mm	方 21mm	<table><tr><td>会長実印</td><td>会長角印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>径 18mm</td><td>方 21mm</td></tr></table>	会長実印	会長角印			径 18mm	方 21mm
会長実印	会長角印	理事長角印														
径 18mm	方 21mm	方 21mm														
会長実印	会長角印															
径 18mm	方 21mm															

(一般社団法人東かがわ市観光協会会計処理規則の一部改正)

第9条 一般社団法人東かがわ市観光協会会計処理規則（令和4年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構会計処理規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会会計処理規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。） <u>定款第53条第2項</u> の規定に基づき、会計処理を正確かつ円滑に行い、この法人の事業活動の係数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。） <u>定款第48条第2項</u> の規定に基づき、会計処理を正確かつ円滑に行い、この法人の事業活動の係数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(一般社団法人東かがわ市観光協会情報公開規則の一部改正)

第10条 一般社団法人東かがわ市観光協会情報公開規則（令和4年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構情報公開規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会情報公開規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> （以下「法人」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び定款第62条に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> （以下「法人」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び定款第57条に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

機関（署名）申請書 年 月 日 一般社団法人東かがわ地域経営機構 会長 請求者氏名 住所又は居所 電話番号 <table><tr><td>公開を請求する公開対象資料の名称又は内容</td><td>1 閲覧</td><td>2 写しの交付 (口裏返し希望)</td><td>3 複製</td></tr><tr><td>公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>署名</td><td>氏名</td><td>交付</td><td>複製</td></tr></table> (注) 1 各欄に必要な事項を記入して下さい。 2 請求者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入して下さい。 3 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入して下さい。 4 写しの交付について複製を希望する場合は□の中に■を付けてください。	公開を請求する公開対象資料の名称又は内容	1 閲覧	2 写しの交付 (口裏返し希望)	3 複製	公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)				署名	氏名	交付	複製	機関（署名）申請書 年 月 日 一般社団法人東かがわ市観光協会 会長 請求者氏名 住所又は居所 電話番号 <table><tr><td>公開を請求する公開対象資料の名称又は内容</td><td>1 閲覧</td><td>2 写しの交付 (口裏返し希望)</td><td>3 複製</td></tr><tr><td>公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>署名</td><td>氏名</td><td>交付</td><td>複製</td></tr></table> (注) 1 各欄に必要な事項を記入して下さい。 2 請求者の氏名及び住所又は居所は、法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入して下さい。 3 請求者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入して下さい。 4 写しの交付について複製を希望する場合は□の中に■を付けてください。	公開を請求する公開対象資料の名称又は内容	1 閲覧	2 写しの交付 (口裏返し希望)	3 複製	公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)				署名	氏名	交付	複製
公開を請求する公開対象資料の名称又は内容	1 閲覧	2 写しの交付 (口裏返し希望)	3 複製																						
公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)																									
署名	氏名	交付	複製																						
公開を請求する公開対象資料の名称又は内容	1 閲覧	2 写しの交付 (口裏返し希望)	3 複製																						
公開対象資料の公開の実施方法 (希望する公開の方法を○で囲んでください)																									
署名	氏名	交付	複製																						

(一般社団法人東かがわ市観光協会個人情報等管理規則の一部改正)

第11条 一般社団法人東かがわ市観光協会個人情報等管理規則(令和4年規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構個人情報等管理規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会個人情報等管理規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> (以下「法人」という。)定款第63条第2項及び個人情報保護に関する基本方針に従い、個人情報等(個人情報の保護に関する法律第2条第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の適正な取扱いに関してこの法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> (以下「法人」という。)定款第58条第2項及び個人情報保護に関する基本方針に従い、個人情報等(個人情報の保護に関する法律第2条第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の適正な取扱いに関してこの法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において使用する用語については、次のとおりとする。	第2条 この規則において使用する用語については、次のとおりとする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
<u>(9) 保有個人データ</u> <u>保有個人データとは、開示、内容の訂正、加又は削除、利用の停止、消去及び第三者へ提供の停止を行うことのできる権限を有す個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの以外のものをいう。</u>	
<u>(10)～(12) (略)</u> (個人情報等の取得)	<u>(9)～(11) (略)</u> (個人情報等の取得)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 個人情報等を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、 <u>通知し、または公表しなければならない。</u>	2 個人情報等を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、 <u>書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。</u>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>3 前項において、本人から書面(電磁的記録を含む)に記載された個人情報を直接取得する場合に</u>	<u>3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。</u>

<u>は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</u>	
	<u>(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等(ただし、要配慮個人情報を除く。)を取得した場合</u>
	<u>(2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合</u>
4 (略)	4 (略)
<u>(個人データの第三者提供)</u>	<u>(個人情報等の提供)</u>
第7条 法令で定める場合を除き、<u>個人データ</u>を第三者に提供してはならない。 2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において<u>個人データ</u>(要配慮個人情報を除く。)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。	第7条 法令で定める場合を除き、<u>個人情報等</u>は第三者に提供してはならない。 2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において<u>個人情報等</u>(要配慮個人情報を除く。)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3 (略) 4 本条第2項の定めに従い、<u>個人データ</u>を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。	3 (略) 4 本条第2項の定めに従い、<u>個人情報等</u>を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。
<u>(個人データの正確性確保)</u>	<u>(個人情報等の正確性確保)</u>
第8条 <u>個人データ</u>は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。 (安全管理)	第8条 <u>個人情報等</u>は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。 (安全管理)
第9条 個人情報管理責任者は、<u>個人データ</u>の安全管理のため、<u>個人データ</u>の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて<u>個人データの</u>安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、<u>当該個人データ</u>を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。 (役職員等の監督)	第9条 個人情報管理責任者は、<u>個人情報等</u>の安全管理のため、<u>個人情報等</u>の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて<u>個人情報等</u>の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、<u>当該個人情報等</u>を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。 (役職員等の監督)
第10条 個人情報管理責任者は、<u>個人データ</u>の安全管理が図られるよう、<u>個人データ</u>を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行	第10条 個人情報管理責任者は、<u>個人情報等</u>の安全管理が図られるよう、<u>個人情報等</u>を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行

わなければならない。 (<u>個人データ</u>の消去・廃棄) 第11条 利用する必要がなくなった<u>個人データ</u>については、直ちに<u>当該個人データ</u>を消去・破棄しなければならない。 2 個人情報管理責任者は、<u>個人データ</u>の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した<u>個人データ</u>の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを一般社団法人東かがわ市観光協会処務規則（令和4年規則第8号）に定める期間、保存しなければならない。 (報告及び対策) 第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認し、<u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には</u>、直ちに次の各号に掲げる事項を会長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。 ア～エ (略) (<u>保有個人データの利用目的の通知請求</u>) 第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。 (<u>保有個人データの開示請求</u>) 第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が請求した方法により開示するものとする。 (<u>保有個人データの訂正等請求</u>) 第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除を行うものとする。また訂正、追加又は削除を行った場合は、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知するものとする。 (<u>保有個人データの利用停止等請求</u>又は提供の	わなければならない。 (<u>個人情報等</u>の消去・廃棄) 第11条 利用する必要がなくなった<u>個人情報等</u>については、直ちに<u>当該個人情報等</u>を消去・破棄しなければならない。 2 個人情報管理責任者は、<u>個人情報等</u>の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した<u>個人情報等</u>の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを一般社団法人東かがわ市観光協会処務規則（令和4年規則第8号）に定める期間、保存しなければならない。 (報告及び対策) 第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した<u>場合には</u>、直ちに次の各号に掲げる事項を会長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。 ア～エ (略) (<u>自己情報に関する権利</u>) 第14条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。 (<u>個人情報等の利用</u>又は提供の拒否権)
---	--

拒否権)	
<u>第17条</u> 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1)・(2) (略) (苦情の処理)	<u>第15条</u> この法人がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1)・(2) (略) (苦情の処理)
<u>第18条</u> (略) (個人情報等に関する取扱規則)	<u>第16条</u> (略) (個人情報等に関する取扱規則)
<u>第19条</u> (改廃)	<u>第17条</u> (略) (改廃)
<u>第20条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)

(一般社団法人東かがわ市観光協会誘客促進事業補助金規則の一部改正)

第12条 一般社団法人東かがわ市観光協会誘客促進事業補助金規則(令和4年規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構誘客促進事業補助金規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会誘客促進事業補助金規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ地域経営機構</u> (以下「法人」という。)が、効果的な誘客を図るため、旅行商品造成や各種誘客事業などの経費の一部を助成する誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>一般社団法人東かがわ市観光協会</u> (以下「法人」という。)が、効果的な誘客を図るため、旅行商品造成や各種誘客事業などの経費の一部を助成する誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
様式第1号～様式第7号 (略)	様式第1号～様式第7号 (略)

(一般社団法人東かがわ市観光協会通勤車両の業務使用に関する規則の一部改正)

第13条 一般社団法人東かがわ市観光協会通勤車両の業務使用に関する規則(令和4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>一般社団法人東かがわ地域経営機構通勤車両の業務使用に関する規則</u>	<u>一般社団法人東かがわ市観光協会通勤車両の業務使用に関する規則</u>
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)

(一般社団法人東かがわ市観光協会観光関係団体等連携会議設置規則の廃止)

第14条 一般社団法人東かがわ市観光協会観光関係団体等連携会議設置規則(令和4年規則第10号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則等の一部を改正する規則（概要）

1 規則改正の目的

一般社団法人東かがわ市観光協会定款による名称が「一般社団法人東かがわ市観光協会」から「一般社団法人東かがわ地域経営機構」へ改正するに伴い、東かがわ市観光協会規則を改正するものである。

2 主な改正概要

第1条から第7条、第9条、第10条、第12条及び第13条関係

- 一般社団法人東かがわ市観光協会会員に関する規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会理事会運営規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会理事の職務権限規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会監事監査規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会就業規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会事務局職員の給与及び旅費に関する規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会職員の退職手当規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会会計処理規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会情報公開規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会誘客促進事業補助金規則
- 一般社団法人東かがわ市観光協会通勤車両の業務使用に関する規則

の題名を一般社団法人東かがわ市観光協会から一般社団法人東かがわ地域経営機構へ改正する。

第8条関係

- 一般社団法人東かがわ市観光協会処務規則の題名の改正
- 事務局の所掌事務に官民連携及び地域商社に関する業務を追加及び印章に理事長の陰影を追加する。

第11条関係

一般社団法人東かがわ市観光協会個人情報等管理規則の題名の改正

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、

- 保有個人データの定義を新設
- 個人情報等の取得に際しての利用目的を通知または公表しなければならない場合と同意が必要な場合に区分
- 漏えい等の報告等の義務化の新設に伴う文言整備
- 保有個人データに関する本人からの通知請求権の明確化に伴う文言整備
- 保有個人データの開示請求権の明確化に伴う文言整備
- 保有個人データの訂正等請求権の明確化に伴う文言整備
- 保有個人データの利用停止又は消去の請求又は提供の拒否権の明確化に伴う文言整備

第14条関係

一般社団法人東かがわ市観光協会観光関係団体等連携会議設置規則の廃止

3 規則の施行期日

令和8年4月1日

第7号議案

令和8年度一般社団法人東かがわ地域経営機構事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和8年度一般社団法人東かがわ地域経営機構事業計画（案）

事業概要

一般社団法人東かがわ地域経営機構は、一般社団法人東かがわ市観光協会を機能強化及び拡張する形で再構築し、東かがわ市の多様な地域資源を総合的に活用し、官民連携による地域経営の推進主体として、地域外からの人流及び資金の獲得を促進するとともに、地域経済の自律的な好循環を創出し、持続可能で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的として活動します。

この目的のもと、従来の観光振興に加え、地域商社機能及び官民連携機能を強化し、観光・産業・人材・資金を一体的に動かす地域経営の実装を図り、市民が誇りに思い地域が元気になる活動を推進します。

1 公益事業

(1) 観光PR誘客促進事業

東かがわ市や東讃2市1町で構成する東讃エリア観光振興連携推進協議会と連携を図り、情報を共有するとともに、連携して各種キャンペーン及び観光誘致活動に参画します。また、ルートミュージアムやインバウンド対応の観光PRパンフレットやチラシを増刷し、東かがわへの誘客促進に努めます。

- ・観光PRイベント出展事業
- ・観光PRパンフレット増刷事業

(2) ぐるり東かがわスタンプラリーの開催

ぐるりと東かがわをめぐって、オリジナル特産品が当たるドライブスタンプラリーを開催します。

(3) フォトコンテストの開催

フォトコンテストを開催し、観光PRなどに無償で利用できる東かがわの写真素材を収集しホームページ上で公開します。また、入賞作品展を市内外で開催します。

フォトコンテスト入賞作品展スケジュール

日 時	場 所	備 考
3月20日～4月6日	さぬきこどもの国休憩コーナー	
4月25日～5月7日	かがわプラザ	
5月12日～5月28日	東かがわ市立図書館	
6月2日～6月29日	ホテルレオマの森3階ホール	
7月1日～7月30日	うたづ海ホテル	
10月2日～10月29日	鳴門架橋記念館エディ	

11月6日～12月17日	新樺川観光ホテル	
2月中旬～3月中旬	東かがわ市交流プラザ 1 階ロビー	

(4) 情報発信

協会ホームページ「観光情報サイトHIGASHIKAGAWA」やSNS（facebook、Instagram、YouTube）により、旬できめ細やかな観光・イベント情報をテーマごとに発信するなど、ニーズにあった東かがわの情報を効果的に提供します。特に関連デジタルマップを充実し、東かがわへの誘客を図ります。

- ・デジタルマップの充実事業
- ・SNS運用業務事業

(5) 官民連携事業（新規）

地域経営の推進主体として、行政、民間事業者等との連携を強化し、地域課題の解決及び新たな価値創出を図ります。

- ・官民連携マネジメント業務
- ・官民連携パイロット事業の企画・実施
- ・地域商社機能の構築及び運営

(6) 地域おこし協力隊事業（新規）

地域人材の確保・育成を目的として、地域おこし協力隊の募集から活動支援まで一体的に実施します。

- ・協力隊募集支援業務
- ・隊員の活動支援業務

(7) 公益事業共通費

- ・協会機能拡張事業（パソコン・社用車の整備）
- ・公益事業共通（職員旅費・社用車リース代・燃料費）の経費

(8) 事業運営費

公益事業（職員2名分・地域おこし協力隊員1名分）を実施するための経費

2 収益事業

(1) 旅行業(香川県知事登録旅行業第地域-271号)

地域限定旅行業の資格を活用し、着地型旅行の企画及び実施を行う。また、身近な観光資源の掘り起こしや体験プログラムの開発に取り組むとともに、近県からの観光客の誘客拡大を図るため、旅行造成の促進に努めます。

(2) 酒類販売業(令和6年11月5日付け酒類販売業免許通知書)

観光特産品酒類等の紹介、宣伝及び販売し東かがわをPRします。

(3) 地域商社事業（新規）

地域資源を活用した商品開発及び販売を行い、収益の確保と地域経済への還元を図り

ます。

(4) 企業版ふるさと納税等外部資金獲得支援事業（新規）

企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外の企業からの資金導入を促進するとともに、寄附案件の企画、提案、マッチング及び実施支援を行い、地域課題の解決及び地域経済の活性化を図ります。

3 法人会計

(1) 通常総会その他の諸会議の開催

(2) その他本協会に必要なこと

この法人の目的を達成するために必要な事業経費

（常勤理事1名分・職員1名分・会計システム・税理士・法人税・各種団体負担金）

令和8年度 一般社団法人東かがわ地域経営機構収支予算書(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1) 収入の部

(単位:円)

	令和8年度	令和7年度	比較	備考
1 事業収入	534,000	440,000	94,000	商品・77-販売収入
2 補助金収入	25,000,000	25,500,000	△ 500,000	
1 市補助金	25,000,000	25,500,000	△ 500,000	
3 寄付金収入	20,060,000	60,000	20,000,000	東かがわ市出捐金 観光振興寄付金
4 受託収入	32,300,000	1,000,000	31,300,000	官民連携事業 地域おこし協力隊事業
5 雑収入	20,000	5,000	15,000	利息
当期収入合計	77,914,000	27,005,000	50,909,000	

2) 支出の部

(単位:円)

	令和8年度	令和7年度	比較	備考
1 事業支出	41,748,000	20,236,000	21,512,000	
1 公益事業費	27,397,000	12,132,000	15,265,000	
① 観光PR誘客促進事業	3,284,000	7,124,000	△ 3,840,000	
② スタンプラリー事業	523,000	512,000	11,000	
③ フォトコンテスト事業	471,000	537,000	△ 66,000	
④ 情報発信事業	3,698,000	3,338,000	360,000	
⑤ 官民連携事業	8,928,000	0	8,928,000	
⑥ 地域おこし協力隊事業	9,005,000	0	9,005,000	
⑦ 公益事業共通費	1,488,000	621,000	867,000	
2 事業運営費	13,817,000	7,604,000	6,213,000	
① 職員給与	8,310,000	4,886,000	270,000	
② 職員手当	473,000	407,000	0	
③ 賞与	3,230,000	1,501,000	520,000	
④ 福利厚生費	1,360,000	546,000	128,000	
⑤ 退職金共済掛金	444,000	264,000	0	
3 収益事業費	534,000	500,000	34,000	
2 管理費	36,166,000	6,769,000	29,397,000	
1 役員報酬	8,000,000	0	8,000,000	
2 職員給与	3,224,000	3,104,000	120,000	
3 職員手当	133,000	133,000	0	
4 賞与	1,263,000	1,173,000	90,000	
5 福利厚生費	1,782,000	695,000	1,087,000	
6 退職金共済掛金	168,000	168,000	0	
7 旅費交通費	10,000	10,000	0	
8 通信運搬費	96,000	129,000	△ 33,000	
9 消耗品費	120,000	112,000	8,000	
10 印刷製本費	62,000	62,000	0	
11 使用料賃借料	393,000	316,000	77,000	
12 手数料	40,000	50,000	△ 10,000	
13 租税公課	138,000	110,000	28,000	
14 支払負担金	42,000	42,000	0	
15 委託費	695,000	665,000	30,000	
16 基金積立資産支出	20,000,000	0	20,000,000	
当期支出合計	77,914,000	27,005,000	50,909,000	

参考資料

一般社団法人東かがわ地域経営機構定款

一般社団法人東かがわ地域経営機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東かがわ地域経営機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県東かがわ市湊1847番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、東かがわ市の多様な地域資源を総合的に活用し、官民連携による地域経営の推進主体として、地域外からの人流及び資金の獲得を促進するとともに、地域経済の自律的な好循環を創出し、もって持続可能で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光地経営、観光プロモーション及び誘客促進に関する事業
- (2) 地域の農林水産物、地場産業及び観光資源等を活用した商品及びサービスの企画、開発、マーケティング、ブランディング、販路拡大並びに販売等に関する事業
- (3) 企業版ふるさと納税その他地域外資金の獲得及び活用に関する事業
- (4) 官民連携による地域課題解決事業の企画、調整、実施及び評価に関する事業
- (5) 地域おこし協力隊その他地域人材の受入、育成及び定着支援並びに移住・定住の促進及び関係人口の創出並びに研修、講座、交流及び人材育成プログラムの企画及び運営に関する事業
- (6) 地域住民、事業者及び行政等との連携体制の構築並びに地域活性化に資するイベント及び交流事業の企画及び運営に関する事業
- (7) 地域経済分析、地域戦略の策定、マーケティング支援及びプロジェクトマネジメントに関する事業
- (8) 地域資源を活用した環境価値及びその他無形資産の創出、活用及び流通に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項に規定する会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において別に定める基準により、会長においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 会費については収益事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2年間以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 役員の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (5) 入会の基準並びに会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会

の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び社員総会に出席した会員の中から社員総会で選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印するものとする。

(その他社員総会の運営)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、2名以内を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3 前項で選定された代表理事のうち1名は会長に、1名は理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副会長及び専務理事を選定することができる。ただし、副会長及び専務理事は、それぞれ1名とする。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長及び理事長は、各自この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

3 常勤の理事のうち使用人と兼ねて職務を執行する理事には、第1項のただし書きの規定にかかわらず報酬は支給しない。

(取引制限)

第30条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任額を限度とする契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

第2節 理事会

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(その他理事会の運営)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第44条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会において別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第45条 この法人は、第57条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

第48条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第49条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることでできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第52条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(会計原則等)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第54条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併)

第56条 この法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、東かがわ市に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第63条第2項の定めによるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(公告)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(情報公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(定款の施行日)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 この法人の最初の事業年度は、この協会の設立の日から令和5年3月31日までとする。

(最初の事業計画及び予算)

- 3 法人の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

(設立時の役員等)

- 4 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	香川県さぬき市造田野間田711番地2 松本 吉弘 香川県東かがわ市引田897番地30 三谷 保人 香川県東かがわ市松原1179番地7 永峰 克彦 香川県東かがわ市引田91番地1 久保 輝起 香川県東かがわ市大谷569番地 酒井 眞司
設立時代表理事	香川県さぬき市造田野間田711番地2 松本 吉弘
設立時監事	香川県東かがわ市三本松1002番地8 大原 正志

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

- 5 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	香川県東かがわ市湊1847番地1
	名称	香川県東かがわ市
	住所	香川県東かがわ市湊1810番地1
	名称	東かがわ市商工会
	住所	香川県東かがわ市湊1810番地1
	名称	日本手袋工業組合

附 則 (令和8年3月25日議決)

(定款の施行日)

この定款は、社員総会の議決の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。